

Q7 日本政府はなぜ公開しないのですか？

通常30年経過した外交文書は、開示の対象となりますが、外務省は、公開すると国の安全や信頼関係が損なわれたり、国際的な交渉で不利益を被るおそれがあるときは非公開にできる、という情報公開法の条文を主根拠に開示しません。しかし韓国政府が既に全面公開しており、公開により韓国との「信頼関係」が損なわれるとは思えません。また、「交渉」としては日朝交渉が想定されますが、外務省は公開によって被るおそれがある日朝交渉上の「不利益」について、一度も説明したことがありません。

Q8 なぜ全面公開を求める裁判を起こしたのですか？その経過は？

私たちは、朝鮮植民地支配の事実と責任を明らかにし、公正な情報公開に基づく民主主義社会をつくるために公開を求めています。

私たちは、2006年4月に日韓会談文書の開示を請求しました。これに対し外務省は、可能な部分は同年6月までに開示決定し、残りは08年5月までに決定すると回答しました。しかし06年8月になって、第4次本会談会議録だけをほぼ黒塗りで開示したため、私たちは異議申し立てを行ないました。と同時に、一刻も早く全面公開を実現させるため、私たちは外務省を相手に訴訟を提起しました。提訴の効果もあり、07年3月に第4次本会談会議録は全面開示されました。

その後、外務省は同年4月及び11月に約6千枚の文書について開示回答しました。ただ、依然多くの文書については開示・不開示の回答もなく、総数も不明です。同年12月、東京地裁はそのような外務省の不作為は「違法」との画期的な判決を出しました（外務省が控訴中）。外務省の不開示回答には新たな訴訟で開示を求める予定です。

地裁判決の報道(朝日07.12.27)

公文書の開示決定に遅れ
「外務省の組織的怠慢」
東京地裁

Q9 では、私たちに何ができますか？

日韓会談の過程で討議された内容が開示されれば、「日韓条約で解決済み」という主張の一面性が明らかになります。また、日本人の責任問題としての「過去の清算」について、十分に議論を尽くすための基本資料となるでしょう。政府主導の公開を待っている、省庁や政府関係者の利害ばかりが優先され、自ら判断するための根拠すら私たちに与えられないままです。

このリーフレットをお読みにになった皆さんは、まず日韓会談文書公開の必要性を一人でも多くの隣人に伝えてください。そのために当会のホームページも活用してください。さらに当会に入会し、この運動をサポートしてください。地味ながらも、着実に成果を上げているこの運動に、皆さんも参加してみませんか？



外務省への開示請求(2006年4月)

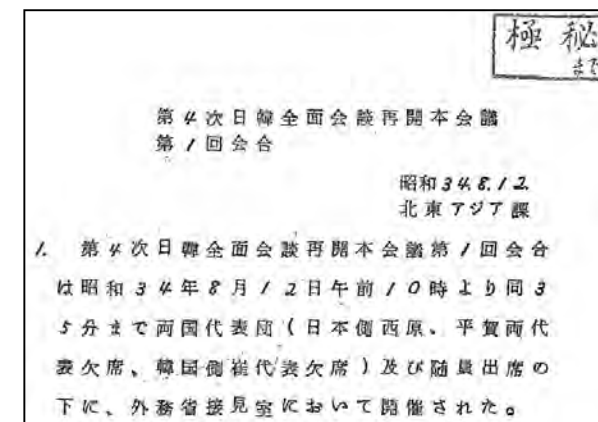
☆ サポーター会員を広く募集しています！
年会費2,000円 郵便振替口座00820-7-102287
(詳細はホームページをご覧ください。)



日韓市民でつくる
日韓会談文書・全面公開を求める会

Web: <http://www.7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/>
E-mail: nikkanbunsyo@yahoo.co.jp
〒259-1114 神奈川県伊勢原市高森3-4-22 高梨荘202
「日韓会談文書・全面公開を求める会」事務局
Tel・Fax: 0463-95-4662

Q&A 日韓会談文書 全面公開運動 って何？



公開運動によって開示された外務省文書(一部)

日本政府に対して日韓会談関連文書の全面公開を求めるために、日韓市民の協力によって、2005年12月に

日韓会談文書・全面公開を求める会を結成しました。この運動の意義を、分かりやすく解説します！



Q1 日韓会談って何ですか？

1945年の日本の敗戦で、朝鮮は植民地支配から解放されました。しかし1948年、南に大韓民国、北に朝鮮民主主義人民共和国という分断政府が樹立してしまいました。朝鮮戦争中の1951年に関われたサンフランシスコ講和会議で、日本の独立が約束されると、米国の斡旋もあって、同年10月から日本国と大韓民国が国交正常化のための予備交渉を始めました。日韓国交正常化のための交渉＝「日韓会談」は、このように冷戦を背景に始まりました。

Q2 日韓条約って何ですか？

14年間続いた日韓会談の結果、1965年6月22日に日韓基本条約および諸協定が締結されました。「日韓条約」とは、狭くは日韓基本条約を、広くはそれにともなう諸協定や付属文書を含めた総称を指します。日韓基本条約は、第2条で韓国併合以前に日韓間で締結された条約の無効の確認、第3条で朝鮮半島での大韓民国政府の唯一合法性が確認されています。このほか漁業、請求権、「在日韓国人」の法的地位、文化財について協定が締結されました。また、竹島＝独島問題の議論をふまえて文書が交わされましたが、具体的な領土問題は示されていません。



日韓条約に署名する朴正熙(パク チョンヒ)大統領

Q3 日韓条約で戦後補償問題が全て解決されたというのは本当ですか？

日韓請求権協定は、日本と韓国およびその国民の財産、権利、利益、そして国民間の請求権に関する問題が、「完全かつ最終的に解決された」と確認しています(第2条)。日韓間の補償問題が全て解決したと政府が主張するのは、この文言のためです。

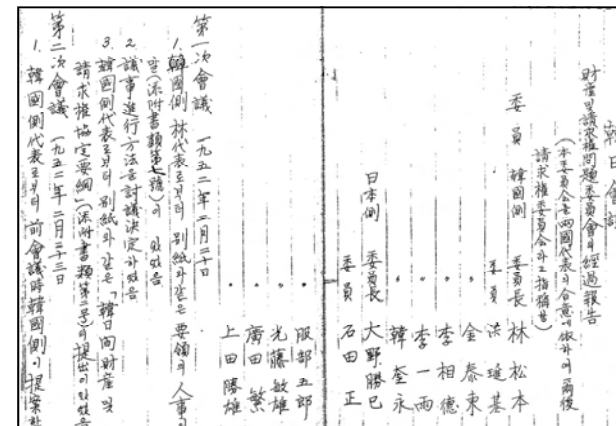
しかし、この協定で日本から韓国になされたのは経済協力であり、植民地支配による被害者への補償にはほぼ使われませんでした。会談の中で日本側から個人の未払い賃金等の返還を提案しがありますが、これは立証責任を韓国側に負わせ、結果的に請求権を放棄させるという外交戦術に基づくもので、補償とは程遠いものでした。今も個人補償を求める運動が続いているのは、経済協力では個人の被害の問題を解決しえないからです。



韓国での日韓会談反対運動(64年6月)

Q4 日韓会談で強制連行や「慰安婦」の問題は議論されたのですか？

いわゆる強制連行に関しては、請求権委員会で討議はされました。韓国側は、軍人・軍属だった人への恩給や、戦時動員による死亡者・負傷者への補償を要求しました。しかし日本側は、恩給については「当時は日本人でも戦後は外国人になった」との理由で、補償金については「日本国民にも戦災被害への補償金を支給していない」という理由で反対しました。日本軍「慰安婦」への補償については議論にも上がりませんでした。



韓国で公開された文書の一部(第一次会談分)

Q5 韓国政府が公開した日韓会談関係文書は、どんな内容ですか？

2005年1月と8月に、韓国政府は外交通商部が保管している日韓会談に関する公文書を全て公開しました。全体で156件、約3万6千ページに及びこの文書は議事録や電文、また会議に使用された資料のほとんどを含むと思われます。ただし、公開された資料は韓国政府が作成したものがほとんどです。

Q6 韓国で公開された文書で、新たに分かったことはありますか？

これまで、多くの研究者や市民によって、断片的な公文書や、回顧録、新聞・雑誌記事などが収集・研究され、日韓会談の内容についてはある程度明らかにされてきました。

しかし、一次資料が大量に公開されたことで、今までの研究を再検討する必要性が高まってきました。例えば、韓国併合以前に日本と締結した諸条約を無効とする主張は、韓国の国民感情に基づくものというよりも、韓国側が国際法の理論を検討した上で提案したものだということがわかりました。

※韓国で公開された資料の一部は、本会ホームページで読むことができます。翻訳作業に参加していただける方は、ぜひご連絡下さい。